

平成28年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 6-3-5 生活保護事業

【予算反映等改善事項】

生活保護制度は、生活に困窮した人の最低生活の保障と自立を助長する最後のセーフティーネットであり、事業を適正に実施していく必要があります。

受給者の自立に向けて、働くことのできる受給者に対し、福祉事務所の生活保護就労支援員とハローワークが連携して就労支援を行う「被保護者就労支援事業」を継続して実施し、今年度は1月末現在で就労に結びついた人が25名いました。また、高齢の受給者についても、扶養義務者への仕送り援助の折衝や年金受給指導等を実施しています。

医療扶助費については、レセプト点検の実施により、頻回・重複受診者や向精神薬の不適切な受診行動者については、改善されるまで受診指導を実施しています。ジェネリック医薬品の利用を促進するため、受給者や指定医療機関・調剤薬局等にリーフレットを用いて周知徹底を図っているところです。また、定期的な家庭訪問による生活実態の把握や「生活保護のしおり」を用いての収入申告徹底により、不正受給の未然防止にも努めてまいります。